

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、A 町（現在は、B 町）から送付された納付書に定額保険料のみで付加保険料が記入されていなかったため、同町役場に電話して、後日 400 円分の付加保険料納付書を送付してもらい、同町役場で納付したのに、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 8 月に国民年金及び付加年金の加入手続きを行い、定額保険料に加えて付加保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間の前後の期間の付加保険料は納付済みとされており、申立期間の付加保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人の A 町の国民年金被保険者カードにおいて、申立人は、付加年金に加入していることが確認できることから、同町の国民年金付加保険料に係る事務手続きが適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 1 月 26 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明し、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が 38 万円であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 10 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで
③ 平成 16 年 4 月 1 日から 18 年 6 月 21 日まで

社会保険事務所で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び③は、当時の給与明細書の支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与明細書の厚生年金保険料の欄で保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、申立人が所持する給与明細書から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる上、事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されていることから、i) 申立期間のうち、申立期間①に係る遡った標準報酬月額の記録の訂正には合理的理由は無く有効な記録訂正ではないこと、ii) 申立期間のうち平成 13 年 10 月から同年 12 月までの期間については 38 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたこと、iii) 前記 13 年 10 月から同年 12 月までの期

間に係る保険料納付義務を事業主が履行したか否かは明らかではないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく 22 年 1 月 26 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険法並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第 1 条第 1 項の規定により、申立期間のうち 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、12 年 10 月から 13 年 9 月までは 44 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 38 万円、14 年 1 月から同年 9 月までは 26 万円に訂正されている。

しかしながら、当該期間のうち、平成 13 年 10 月から 14 年 9 月までの期間については、当初、A 社から提出された、13 年度の算定基礎届に基づき行われた定時決定により 38 万円と記録された標準報酬月額の記録が、13 年 10 月 29 日付けで遡及した月額変更届と同時に 26 万円に訂正されていることが確認できる。

また、事業所が提出した源泉徴収簿に記載された申立人の報酬月額は、当初記録（平成 13 年 9 月 12 日付け）された定時決定の標準報酬月額と一致しており、当時、事業所の経営状況悪化のため厚生年金保険料の滞納があったことを踏まえると、同年 10 月 29 日付けの遡及した月額変更届の処理と同日に行われた算定基礎届の訂正処理についても、事実在即したものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付けの事実とは異なる随時改定と同時に行われた 13 年度の定時決定については、13 年 9 月 12 日付けで当初記録した申立人の標準報酬月額を訂正する合理的な理由は無く有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立期間①のうち、13 年 10 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 1 月 26 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明し、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が 24 万円であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 8 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 10 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで
③ 平成 16 年 4 月 1 日から 18 年 1 月 21 日まで

社会保険事務所で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び③は、当時の給与明細書の支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないため標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与明細書の厚生年金保険料の欄で保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成 13 年 1 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、申立人が所持する給与明細書から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる上、事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されていることから、
i) 申立期間のうち、13 年 1 月から 14 年 9 月までの期間に係る遡った標準報酬月額の記録の訂正には合理的理由は無く有効な記録訂正ではないこと、
ii) 申立期間のうち、13 年 10 月から同年 12 月までの期間については 24 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除され

ていたこと、iii) 前記 13 年 10 月から同年 12 月までの期間に係る保険料納付義務を事業主が履行したか否かは明らかではないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく 22 年 1 月 26 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険法並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第 1 条第 1 項の規定により、申立期間のうち 13 年 1 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、13 年 1 月から 13 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 24 万円、14 年 1 月から同年 9 月までは 20 万円に訂正されている。

しかしながら、当該期間のうち、平成 13 年 10 月から 14 年 9 月までの期間については、当初、A 社から提出された、13 年度の算定基礎届に基づき行われた定時決定により 24 万円と記録された標準報酬月額の記録が、13 年 10 月 29 日付けで遡及した月額変更届と同時に 20 万円に訂正されていることが確認できる。

また、事業所が提出した源泉徴収簿に記載された申立人の報酬月額は、当初記録（平成 13 年 9 月 12 日付け）された定時決定の標準報酬月額と一致しており、当時、事業所の経営状況悪化のため厚生年金保険料の滞納があったことを踏まえると、同年 10 月 29 日付けの遡及した月額変更届の処理と同日に行われた算定基礎届の訂正処理についても、事実在即したものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付けの事実とは異なる随時改定と同時に行われた 13 年度の定時決定については、13 年 9 月 12 日付けで当初記録した申立人の標準報酬月額を訂正する合理的理由は無く有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立期間①のうち、13 年 10 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については 24 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 5 月 11 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明し、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が 26 万円であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき 26 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 10 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①は、当時の給与支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないため標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与から保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、事業所が保管する源泉徴収簿に記載されている社会保険料額から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる上、事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されていることから、i) 申立期間のうち、申立期間①に係る遡った標準報酬月額の記録の訂正には合理的理由は無く有効な記録訂正ではないこと、ii) 申立期間のうち、平成 13 年 10 月から同年 12 月までの期間については 26 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたこと、iii) 前記 13 年 10 月から同年 12 月までの期間に係る保険料納付義務を事業主が履行

したか否かは明らかではないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく 22 年 5 月 11 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険法並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第 1 条第 1 項の規定により、申立期間のうち 12 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、12 年 10 月から 13 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 26 万円、14 年 1 月から同年 9 月までは 22 万円に訂正されている。

しかしながら、当該期間のうち、平成 13 年 10 月から 14 年 9 月までの期間については、当初、A 社から提出された、13 年度の算定基礎届に基づき行われた定時決定により 26 万円と記録された標準報酬月額の記録が、13 年 10 月 29 日付けで遡及した月額変更届と同時に 22 万円に訂正されていることが確認できる。

また、事業所が提出した源泉徴収簿に記載された申立人の報酬月額は、当初記録（平成 13 年 9 月 12 日付け）された定時決定の標準報酬月額と一致しており、当時、事業所の経営状況悪化のため厚生年金保険料の滞納があったことを踏まえると、13 年 10 月 29 日付けの遡及した月額変更届の処理と同日に行われた算定基礎届の訂正処理についても、事実在即したものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付けの事実とは異なる随時改定と同時に行われた 13 年度の定時決定については、13 年 9 月 12 日付けで当初記録した申立人の標準報酬月額を訂正する合理的理由は無く有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立期間①のうち、13 年 10 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 7 月 27 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明し、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が 32 万円であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで
② 平成 14 年 10 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①は、当時の給与支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないため標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与から保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、事業所が保管する源泉徴収簿に記載されている社会保険料額から、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる上、事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されていることから、i) 申立期間のうち、申立期間①に係る遡った標準報酬月額の記録の訂正には合理的理由は無く有効な記録訂正ではないこと、ii) 申立期間のうち平成 13 年 10 月から同年 12 月までの期間については 32 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたこと、iii) 前記 13 年 10 月から同年 12 月までの期間に係る保険料納付義務を事業主が履行し

たか否かについては明らかではないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく 22 年 7 月 27 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険法並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第 1 条第 1 項の規定により、申立期間のうち平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額について、13 年 10 月から同年 12 月までは 32 万円、14 年 1 月から同年 9 月までは 28 万円に訂正されている。

しかしながら、当該期間については、当初、A 社から提出された、平成 13 年度の算定基礎届に基づき行われた定時決定により 32 万円と記録された標準報酬月額の記録が、13 年 10 月 29 日付けで 28 万円に訂正されていることが確認できる。

また、事業所が提出した源泉徴収簿に記載された申立人の報酬月額は、当初記録（平成 13 年 9 月 12 日付け）された定時決定の標準報酬月額と一致しており、当時、事業所の経営状況悪化のため厚生年金保険料の滞納があったことを踏まえると、13 年 10 月 29 日付けで、申立人の同僚 33 人について行われている遡及した月額変更届の処理と同日に行われた算定基礎届の訂正処理についても事実即したものととは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付けの事実とは異なる随時改定を同時に行われた 13 年度の定時決定については、13 年 9 月 12 日付けで当初記録した申立人の標準報酬月額を訂正する合理的理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立期間のうち、13 年 10 月 1 日から 14 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、32 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成13年1月から同年9月までは38万円、同年10月は34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から同年11月15日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までの期間については、当初、38万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って28万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、34万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても28万円に訂正していることが確認できる。

また、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、平成13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付けで行われた遡及訂正処理及び13年度の定時決定については事実即ししたものとは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た13年1月から同年9月までは38万円、同年10月は34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から14年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額に比べて低すぎると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までの期間については、当初、41万円と記録されていたが、同年10月29日付けで、同年1月に遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる上、当初（同年9月12日付け）、41万円と記録された13年度の算定基礎届における標準報酬月額についても30万円に訂正していることが確認できる。

また、申立期間のうち平成12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは41万円、13年10月から14年9月までは30万円とそれぞれ記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日付けで、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までの期間を含む12年10月から14年9月までの期間について15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日付けの処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額が遡って訂正されている者が申立人を含め33人確認で

きる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、平成 13 年 10 月支払いの給与が 1 か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 29 日付け及び 14 年 10 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理及び 13 年度の定時決定については事実在即したものと考えるべく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成9年10月から10年5月までを28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から11年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額より低額となっていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は20万円と記録されている。

一方、申立期間当時の厚生年金保険法では、第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間に係る育児休業期間中の保険料免除期間は、平成9年9月から10年5月までであることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間以前の平成8年10月から9年9月までの期間（当該期間のうち平成9年9月は、上記のとおり育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、8年10月の標準報酬月額の定時決定により28万円と記録されていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準報酬月額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に当該期

間の正しい届出が行われていない場合であっても、正しい標準報酬月額を基に年金額の計算をすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成9年10月から10年5月までに係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が引き続くことが相当であることから、28万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成10年6月1日から11年4月1日までの期間については、上記のとおり、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成9年9月から10年5月までの期間）外の期間であり、また、当該期間については、A社から提出のあった申立人に係る「給与明細」上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金の加入記録では、申立人の申立期間のうち、平成10年6月1日から11年4月1日までの期間に係る標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間のうち、平成10年6月1日から11年4月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年6月1日から11年4月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和50年9月1日改定の月額変更届を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額については8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和50年10月1日から8万6,000円の標準報酬月額になっているが、厚生年金基金の記録では同年9月1日から同標準報酬月額となっており、厚生年金保険と厚生年金基金とで変更年月日に相違がある。整合性が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された個人記録カードにより、申立人が申立期間に当該事業所に継続して勤務し、昭和50年6月1日に試傭雇員から書記3級に昇格していることが確認できる。

また、A組合は、「昇格により給与体系が日給から月給に変更になり、給与支払日は月末締め当月25日である。」と回答しており、昭和50年6月支払いの給与から給与体系が変更となり、それにとまなう同年9月1日改定の月額変更届を社会保険事務所に届け出たと考えられる。

さらに、申立人の全国B組合基金記録では、昭和50年9月1日改定の月額変更の記録が確認できる。

加えて、同基金の記録では、昭和50年度は9月改定者と10月改定者の両者が確認できるが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票は、同年10月1日の算定記録の標準報酬月額のみが訂正されており、記録管理に不備がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和50年9月1日改定の月額変更届を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万6,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 50 年 2 月までの期間及び 52 年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 50 年 2 月まで
② 昭和 52 年 8 月から同年 12 月まで

昭和 52 年 8 月に勤務していた会社を退職した後、区役所から通知が来たので、同年 12 月ごろ区役所で国民年金保険料を支払った。それなのに未納の期間があることは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 4 月 10 日に A 町（現在は、B 町）において払い出されていることが確認でき、国民年金被保険者台帳には、申立人の国民年金資格取得日は、「昭和 53 年 1 月 1 日」と記載されていることから、申立期間は納付の勧奨等が行われない国民年金未加入期間となっている。

また、申立人は、昭和 53 年 12 月に、当時居住していた C 市の D 区役所において、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い上、申立期間①当時に住民票があった A 町においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①については、申立人は学生であり、当時においては、学生は任意加入の期間となるため、遡って国民年金の被保険者となることはできず、保険料も納付することはできない。

加えて、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 9 月まで
昭和 58 年頃に国民年金に加入し、61 年前後に A 社会保険事務所（当時）へ直接支払いに行き分割で全て納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する年金手帳の住所欄には、申立人が昭和 61 年 1 月 29 日から住民登録していた住所が記載されていることが確認でき、同手帳に記載されている国民年金記号番号は、63 年 12 月頃に B 市において払い出されていることから、この時点で、申立期間については、時効のため保険料を納付することはできない。

また、申立人から資料として提出された昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月の国民年金「納付書・領収証書」に記載されている記号番号と年金手帳の記号番号は同一であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、メモ、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 51 年 3 月まで

A 市の実家で、私の国民年金保険料を納付してくれていたと、母から聞いている。保険料は、組長が毎月集金して、町内会で取りまとめていた。保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金を納付してくれたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の被保険者期間は、昭和 51 年 4 月から加入した地方職員共済年金の記号番号で付番されている期間のみであり、申立期間は、当時大学生であった申立人が、当時の国民年金法で、国民年金の強制適用被保険者とされない期間である上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間であることから、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人自身が加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与したとされる申立人の母親の記憶も曖昧であり、自営業であった申立人の父親が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 52 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 52 年 5 月まで
申立期間の国民年金保険料は、1 回は私が A 県内の郵便局で納付し、それ以外は父親が納付していた記憶がある。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自分が A 県内で加入手続をしたのか、父親が B 県 C 村（現在は、D 村）で加入手続をしたのか記憶は無いが、1 回は A 県内の郵便局に振込に行った。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより申立人の国民年金手帳記号番号を調査したが、A 県においても B 県においても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿について、申立期間の前後を含む昭和 45 年 1 月から 52 年頃までを対象として従覧調査を行ったが、当時申立人の父親が住んでいた B 県 C 村において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金加入以後は父親が納付していたと申述しているが、申立人は直接納付には関与していない上、申立人及び父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、メモ、家計簿等）は無く、父親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から10年3月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行った後、担当者から「未納期間があると満額給付されない。」と言われて可能な期間分を支払った記憶がある。申立期間について保険料が納付されていることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する年金手帳の記号番号は、平成10年4月27日にA市において払い出されたものであることから、この時点で申立期間のうち一部の期間については時効のため保険料を納付することはできない。

また、申立人は、市役所で国民年金の加入手続をした直後、昭和63年11月から平成10年3月までの国民年金保険料を全額支払うよう求められ、5年4月までの保険料を遡って納付したとしているが、市役所職員が時効となっている期間の国民年金保険料の納付を求めることは考え難く、申立人の記憶に混同又は誤認があるものと考えられる。

さらに、申立人は、平成10年2月頃国民年金の加入手続を行ったと記憶しており、交付を受けた年金手帳は1冊だけと申述していることから、他に国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を銀行の窓口で納付書により納付したとしているが、金額及び時期を特定する具体的記憶は定かではなく、主張を裏付ける関連資料（日記、メモ、家計簿等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 52 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金保険料を一時納付できない時があり、A村役場（現在は、B町役場A支所）で後からでも納付できると聞いたので納付し、「奥さんの方はきれいにつながりました。」と言われたのをはつきり覚えている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村役場職員から、国民年金保険料の未納分を遡って納付できると教示され、保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 12 月 23 日にA村で払い出されており、その時点で申立期間①については、時効のため保険料を納付することはできない。

また、申立期間②についても、申立人が提出した領収書の納入日（昭和 54 年 12 月 20 日）から当該期間は時効が成立しており、納付ができなくなっていることから、社会保険事務所(当時)において還付処理がされていることが確認できる。

さらに、国民年金保険料現金納入者一覧表及び国民年金保険料還付整理簿から、当時の社会保険事務所の事務処理に不自然なところは見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 25 日まで
平成 3 年 10 月から 5 年 9 月までの標準報酬月額が違っている。9 万 8,000 円と記録されているが、この期間は 30 万円だった。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社は、商業登記簿謄本によると、法人としては既に解散していることが確認できるが、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であることが確認でき、申立人は、「申立期間当時も事業主であり、事業を行っていた。」と主張している。

しかし、申立人は、「A社の事業以外にもいろいろな事業をやっていたので詳細は記憶していない。」と供述しており、申立期間当時の申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険被保険者であった19名のうち17名は平成元年以前に被保険者資格を喪失している上、残る2名のうち申立人以外の1名も3年11月30日に喪失しており、申立期間に係る同社の厚生年金保険被保険者は、申立期間の最初の2か月を除けば、事業主である申立人1名であることが確認できる。

さらに、申立人は、前記の平成3年11月30日に喪失した者に記憶は無く、申立期間以前に法人であった時期の役員についても、「当時の状況が分かる者はいないと思う。」と供述しており、これらの者の所在も把握できないため、申立人以外から、申立期間当時の状況を聴取することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月1日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額より低額となっていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年10月15日から平成12年8月29日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録による申立人の標準報酬月額は、申立期間前の8年10月の定時決定においては50万円、申立期間となる9年10月の定時決定においては47万円と記録されている。

申立人は、「欠勤控除により報酬支払基礎日数が20日未満となる平成9年5月分の給与額ではなく、同年6月及び7月分で算定してほしい。」と主張しているが、A社が提出した申立人に係る「給与明細」上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額(47万円)は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金の加入記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(47万円)は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月1日から同年5月3日まで
② 昭和54年8月11日から56年3月16日まで

昭和46年2月12日にA社に入社した。58年7月まで同社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が途中2回にわたり抜けていることは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が、昭和46年2月12日にA社に入社し、58年7月まで同社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人のA社での雇用保険の記録から、申立人は、昭和46年2月12日に資格取得した後、48年2月28日と54年8月10日の二度にわたり、同社を離職していることが確認できる上、この雇用保険記録は、オンライン記録と一致する。

また、申立人の居住していたB区を管轄するC公共職業安定所の失業保険の支給台帳には、申立人が失業手当の受給資格者として求職の申し込みを行い、失業保険の給付を受けていることが確認できることから、申立人はこのとき、A社を昭和54年8月10日に退職したことを承知していたものと推認される。

さらに、申立期間当時、複写式の資格取得及び喪失の届出用紙を用いていたD厚生年金基金の記録とオンラインの記録も一致していることから、社会保険事務所(当時)が申立人の厚生年金保険の記録を誤って記載したものと通常考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額より低額となっていることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月1日からA社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録による申立人の標準報酬月額は、申立期間前の10年10月の定時決定においては26万円、申立期間となる11年10月の定時決定においては22万円と記録されている。

申立人は、「算定の基礎となる3か月のいずれの月も出勤が20日未満となっている場合は、従前の26万円の標準報酬月額が適用されるのではないか。」と主張しているが、A社が提出した申立人に係る「給与明細」上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額(22万円)は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

さらに、A社が加入していた厚生年金基金の加入記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(22万円)は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。